

## 令和5年度 出雲市ふるさと寄附返礼品提案募集について

令和5年度のふるさと寄附返礼品を募集いたします。

ぜひ出雲の魅力ある商品の提案をお願いいたします。

ふるさと寄附を通じて、全国へ出雲市の魅力ある商品をPRするため、また、商品を通じて出雲の魅力を全国に発信していくため、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ふるさと寄附の返礼品でしかお届けできない「限定商品」の積極的な提案をお願いいたします。

○寄附者のみなさまに喜んでいただき、出雲のファンになっていただけるよう、厳選された商品のご提案をお願いいたします。

### 【募集期間】

令和5年4月1日契約分：令和4年11月18日(金)～令和5年1月16日(月)

令和5年4月2日以降契約分：令和5年1月17日(火)から随時募集

### 1. 目的

「日本の心のふるさと出雲」応援寄附（以下「ふるさと寄附」という。）において、市外在住者からの寄附を促進するとともに、市内産品等のPR・販路拡大を図り、市の魅力を発信することを目的として、寄附者へ進呈する返礼品の提案を募集します。

### 2. 応募資格

この提案に応募できるのは、次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

- ①市内に、本店・支店・営業所等を有すること。ただし、市内の地域資源を活用した役務その他これに準ずるもの（以下、「体験型サービス」という。）を市内において提供する事業者にあってはこの限りでない。
- ②破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③市税等の滞納がないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- ⑤各種法令等を遵守していること。

### 3. 返礼品の募集要件

募集する返礼品は、国の地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号）及び以下のいずれかに該当するものであって、出雲市の魅力を十分に発信できるものとします。

- ①出雲市内において生産されたもの
- ②出雲市内において原材料の主要な部分が生産されたもの
- ③出雲市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
- ④出雲市内において生産されているが、近隣市区村において生産されたものと流通構造上、混在がさげられないもの
- ⑤出雲市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、出雲市独自の返礼品であることが明白なもの。
- ⑥前各号に該当する返礼品と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるものであること。
- ⑦出雲市内において提供される体験型サービスであって、当該役務の主要な部分が出雲市に相当程度関連性のあるものであること。
- ⑧出雲市が、近隣市町村と共同でこれら近隣市町村内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とすることを認めたもの（国の地場産品基準八号イ該当）
- ⑨島根県が出雲市を含む県内複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を出雲市が返礼品とすることを認めたもの（国の地場産品基準八号ロ該当）
- ⑩島根県が出雲市を含む県内複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を出雲市が返礼品とすることを認めたもの（国の地場産品基準八号ハ該当）

#### ※⑦の体験型サービスの留意事項

体験型サービスについては、利用にあたっての申請方法が確立し、寄付者との調整が行える体制が整っているとともに、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- ①市内を主とした体験型サービスが提供されること。
- ②市内の地域資源を利用していること。
- ③市の魅力を感じられるもので、市の産業振興又は観光振興に寄与するものであること。
- ④寄附者に対して、その体験型サービス提供を受けられることが分かるサービス利用券等を発行し、送付後半年以上利用可能なものであること。

### 4. 返礼品の提案区分

返礼品の提案区分は、次のコースとします。

### ①通年コース

年度を通じて安定的に品物が提供できるもの（原則、途中で品物の内容変更をすることはできません。）

### ②期間限定コース

期間限定（1か月以上）で、その期間に安定的に品物が提供できるもの

### ③数量限定コース

数量限定で提供するもの。ただし、提供数量は50個（組）以上とします。申込数が指定数量に達した時点で受付終了とします。

### ④定期便コース

寄附受付の翌月から、定期的に数回にわたり品物をお届けするもの

※提案内容を事前にご相談ください。

### ⑤体験型サービス

旅行（宿泊券、パッケージ旅行）、イベントやチケット等でサービス利用券等を発行するもの

## 5. 寄附金額と返礼品の商品価格及び市負担額について

募集する返礼品について、税込み商品価格が寄附金額の3割となるよう調整のうえ、品物又はサービスを提案してください。市は、税込み商品代（寄附金額の3割相当）と税込み送料を負担します。寄附金額は1万円以上、千円刻みとし、返礼品の商品価格は、3,000円以上、300円刻みとします。（下記「区分表」を参考にしてください。）

※商品価格が30万円を大きく超えるものを提案される場合は、別途ご相談ください。

※商品価格は、商品（返礼品）、梱包代、手数料等、消費税を含む総額となります。

送料は、関東地域着を上限とする送料(税込)とします。

### 【区分表（参考）】

区分	必要寄附金額	返礼品の商品価格 (税込)	市負担額	
			商品代 (税込)	送料 (税込)
1	1万円	3,000円	3,000円	+送料 (関東地域着の金額)
1.1	1万1千円	3,300円	3,300円	
1.2	1万2千円	3,600円	3,600円	
1.3～	以下千円刻み	以下300円刻み	以下300円刻み	

## 6. 募集期間（提出期限）

### ①令和5年4月1日契約分

令和4年11月18日(金)～令和5年1月16日(月) ※書類等1月16日(月)必着

### ②令和5年4月2日以降契約分

1月17日以降の提出については、「随時募集」分として受け付けます。ただし、契約は、

令和5年4月2日以降となります。

## 7. 返礼品の提案方法

### (1) 返礼品の要件を満たすかどうかの相談

縁結び定住課ふるさと寄附係（参照：10. 問い合わせ先）にご相談ください。

### (2) 『ふるさと寄附に係る返礼品提案申込書』（以下、「返礼品提案申込書」という。）の提出

返礼品提案申込書に必要事項を記載のうえ、次の書類を添付して提出してください。

#### ア) 事業所要件等の確認に必要な添付書類

- ① 出雲市税等について滞納のない証明書
- ② 社会保険料納入確認書又は国民年金保険料納付確認書
- ③ 消費税及び地方消費税の未納の税額がない証明書
- ④ 役員等名簿《法人の場合》
- ⑤ 誓約書（物品・役務等競争入札参加資格審査申請書様式第6号）
- ⑥ 画像等に関する誓約書（著作権及び肖像権に関する事項）

※「出雲市の入札参加有資格事業者（物品・役務等）」については、①から⑤までの書類は提出不要です。

#### イ) 返礼品提案内容等の確認に必要な添付書類

##### ① 返礼品送料の算出根拠資料

配送業者との契約書の写し、料金表の写しなどの書類

※送料については、関東地域着を上限とする送料（税込）での単価契約とします。

##### ② 食品表示法に基づく食品表示ラベル等

表示義務のある品物が返礼品に含まれる場合は、必ず提出してください。

##### ③ 体験型サービスの利用方法、内容及び寄付者との連絡体制のわかる資料

例えば、パッケージ旅行であれば、旅行日時を決めるまでの手続き、旅程表などプラン内容の詳細、寄付者との連絡方法等を添付してください。

##### ③ 事業所・商品のパンフレット

提案される事業所や返礼品を確認させていただくため、できる限り提出をお願いします。

### (3) 提出方法

返礼品提案申込書の他、必要書類を、下記のいずれかの方法により提出してください。

#### ① 持ち込み

受付場所：出雲市役所本庁5階 縁結び定住課

受付時間：9時00分～16時30分

※ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

#### ② 郵送

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市役所 縁結び定住課 ふるさと寄附係 宛

#### (4) 電子的データの提出

次に掲げる電子的データについて、CD、USBに保存し提出いただくか、次のメールアドレス：[furusatokifu@city.izumo.shimane.jp](mailto:furusatokifu@city.izumo.shimane.jp) への送信により提出してください。

※CD、USBは返却しませんのでご注意ください。

※メールアドレスへの送信の場合、土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始（12月29日～1月3日）の間は送信を控えてください。メールサーバ容量に限りがあり、この間に複数の事業所から送信されるとデータ受信できない場合があります。

##### ①『ふるさと寄附に係る返礼品提案申込書』（エクセルシート）

##### ②提案する返礼品の画像データ

##### 【5枚以上】（JPEG形式）

- ・画像5枚の内、パンフレット等に掲載するメイン画像1枚を指定してください。
- ・画像に名前と番号をつけてください。（商品名略称①など）  
画像番号①をメイン画像としてください。
- ・画像はそのまま掲載しますので、複数の画像を組み合わせて掲載を希望される場合は、合成後のデータを提出してください。

（生産中の画像や生産者製造者の画像があると、申し込みが増える傾向にあります。）

※ 場合によっては、提出いただいた画像が、ふるさと納税ポータルサイトの規格に合わないため、再提出をお願いする場合があります。

※ 参考：ふるさと納税ポータルサイト推奨規格（ファイル形式 jpeg）

ふるさとチョイス 520px×323px 2MB以下（横画像）9枚まで

ふるなび 450px×300px（横画像）5枚まで

楽天ふるさと納税 700px×700px～1200px×1200px（正方形であること）制限なし

さとふる 400px×400px 1MB以下（正方形であること）4枚まで

市公設サイト 700px×700px（正方形であること）5枚まで

\*サイトにより横画像と正方形がありますが、1枚目は必ず指定の形式でご提出ください。

\*縦横比が異なっても、リサイズするため掲載可能ですが縦横比が崩れることがあります。

## 8. 返礼品の認定及び契約について

### (1) 返礼品の認定

提案書類等により審査を行い、市長が決定します。必要に応じて市が事業者から聞き取りを行う場合があります。認定の結果については、書面で通知します。要件に該当しなくなった場合や、国が定めるふるさと納税制度の変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断した場合は、認定を取り消す場合があります。

①一事業者から似かよった複数の返礼品の提案があった場合は、提案金額や内容等によっては、お断りする場合がありますのでご了承ください。

②全体で同種の返礼品について多数提案があった場合には、返礼品の総数・品目構成等のバラ

ンスを考慮し、調整する場合がありますのでご了承ください。

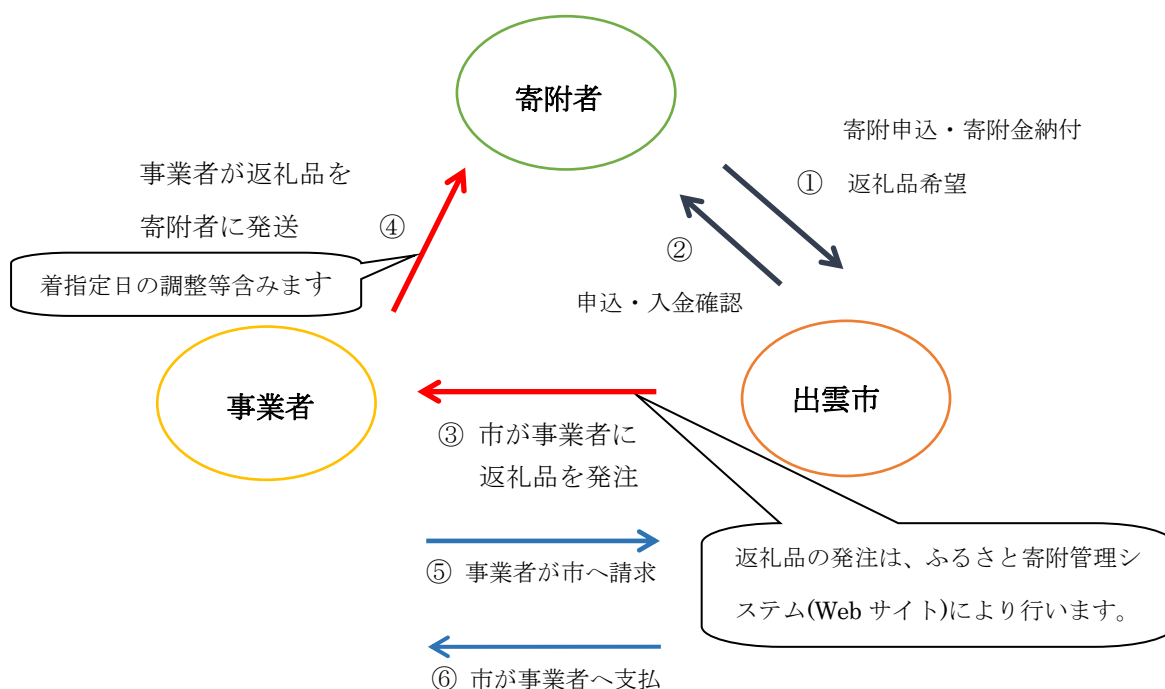
## (2) 契約について

認定した返礼品については、出雲市と事業者において、返礼品購入に係る単価契約を締結します。

## 9. 返礼品発送の流れ及び発送に関する留意事項

### (1) 返礼品発送の流れ

寄附者から、返礼品の希望があった場合、下記の手順により発送を行います。



### (2) 返礼品発送に関する留意事項

次に掲げる項目を確認のうえ、返礼品の提案を行ってください。次に掲げる項目に対応できない場合は、認定した返礼品に係る寄附受付を中止する場合があります。

①市から返礼品の発注を受けた場合は、着指定日がある場合を除き、事業者は寄附者に対し、速やかに発送していただきます。

②返礼品の着指定（月日、時間帯）ができるようご配慮いただきます。

（※着指定日に制限がある場合は、あらかじめ提案申込書にご記入ください。）

③返礼品の発注については、ふるさと寄附システム(Webシステム)により行いますので、インターネット環境が必要です。（パソコンが必要となりますので、ご準備ください。）

④返礼品着指定日の変更等、寄附者と発送に関する調整が必要な場合は、事業者の責任において行っていただきます。 なお、変更事項等は、速やかに市へ報告いただきます。

⑤事業者は、返礼品の品質等について寄附者から苦情等あった場合は、真摯に対応し解決に努めることとし、その苦情・対応等内容については、市へ速やかに報告いただきます。

⑥返礼品提供に際し、内容変更・発送遅延等なんらかの問題が発生した場合は、速やかに市へ報告いただきます。

⑦返礼品の発送のために提供した個人情報については、「出雲市個人情報保護条例」に基づき、返礼品発送業務の目的以外に使用することはできません。

### (3) 返礼品のPR等について

- ・認定した返礼品は、事業者の名称・連絡先、商品の紹介とともに、市が契約するふるさと納税ポータルサイト、ふるさと寄附パンフレット及び市ホームページ等に掲載します。(パンフレットへの掲載については、紙面の都合上掲載できない場合があります。また、4月2日以降に認定となった返礼品については、ホームページ・寄附サイトへの掲載のみです。)
- ・返礼品の発送時に自社商品のパンフレット等を同封していただくことができます。自社商品の販路拡大等につなげていただけます。

## 10. 問い合わせ先

〒693-8530 出雲市今市町70番地

出雲市 総合政策部 縁結び定住課 ふるさと寄附係

TEL 0853-21-6274 FAX 0853-21-6599

Eメール：[furusatokifu@city.izumo.shimane.jp](mailto:furusatokifu@city.izumo.shimane.jp)